

## 賃金控除協定書

〇〇株式会社と〇〇株式会社従業員代表△△は、労働基準法 24 条 1 項ただし書きの賃金控除につき、次のとおり協定する。

第 1 条 〇〇株式会社は、法令に定めるものの他、以下のものを、毎月の賃金から控除することができる。

寮費 金〇〇円

互助会費 金〇〇円

第 2 条 賃金の支払日は毎月 25 日とする。

第 3 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。

なお、第 1 条記載の金額に変更の必要性が発生したとき、本協定の改定について、速やかに協議する。

以上

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 □□ 印

従業員代表 △△ 印